

万一の災害に備えるための補償制度に加入したい

農業者が、自然災害や病虫害等によって収穫物等に被害を受けた場合、その損失を補填する農業共済制度があります。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度であり、掛金の一部は国が負担しています。

1 共済事業の種類等

種 類	対象品目	国の掛金負担割合
農作物共済	水稻、麦	50%
家畜共済	牛、馬、豚	40～50%
果樹共済	りんご、なし	50%
畑作物共済	大豆、そば、ばれいしょ、蚕繭	50～55%
園芸施設共済	特定園芸施設（本体及び附帯施設）、施設内農作物	50%

2 支払対象となる事故（共済事業の種類により異なります）

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

3 加入方法等

加入資格・方法や掛金等は、種類や対象品目によって異なります。加入申込や詳しい内容については、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| ・宮城県農業共済組合本所 | 大崎市三本木字大豆坂 24-3 | 電話：0229-87-8281 |
| " 県南支所 | 角田市角田字町田 113 | 電話：0224-63-2012 |
| " 中央支所 | 大崎市三本木字大豆坂 24-3 | 電話：0229-87-8271 |
| " 県北支所 | 登米市迫町森字平柳 34-88 | 電話：0220-22-8411 |
- ・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail：noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2754